

子育てのための施設等利用給付認定申請について (令和7年度版)

令和元年10月1日から、幼児教育・保育利用料の無償化がスタートし、「子どものための教育・保育給付」制度に加え、「子育てのための施設等利用給付」制度が新たに創設されました。お子さんの通園されている施設や利用状況等により、無償化の対象となるための認定申請手続をお取りください。

施設等利用給付の認定を受けた場合、認可外保育施設の利用料や幼稚園の預かり保育料について、認定保護者へ償還払いを行います。

1. 施設等利用給付認定の種類

認定区分	対象者	主な利用先施設
新1号 認定	新制度未移行の幼稚園※に所属（予定）のお子さんで、保護者に就労等の保育要件が該当しない方 ※新2号・新3号以外	新制度未移行の幼稚園
新2号 認定	幼稚園・認定こども園（1号教育認定）の3, 4, 5歳児クラスに所属（予定）のお子さんで、保護者の仕事や病気など、保育の必要な事由により、預かり保育を希望する方	幼稚園 認定こども園（幼稚園部分）
	認可外保育施設の3, 4, 5歳児クラスに所属（予定）のお子さんで、保護者の仕事や病気など、保育の必要な事由に該当する方	認可外保育所（届出保育所）
新3号 認定	幼稚園・認定こども園（1号教育認定）に満3歳児入園（予定）のお子さんで、住民税非課税世帯であり、保護者の仕事や病気など、保育の必要な事由により、預かり保育を希望する方	幼稚園 認定こども園（幼稚園部分）
	認可外保育施設の0, 1, 2歳児クラスに所属（予定）のお子さんで、住民税非課税世帯であり、保護者の仕事や病気など、保育の必要な事由に該当する方	認可外保育所（届出保育所）

※新制度未移行幼稚園とは、「子どものための教育・保育給付制度」に移行していない施設です。

私立幼稚園には、平成27年4月にスタートした「子ども・子育て支援新制度」に運営形態を移行した施設と、これまでの運営形態を継続した施設（新制度未移行の幼稚園）があります。どちらの形態で運営している施設であるかについては、お子さんの通園されている幼稚園にご確認ください。

2. 保育の必要性の認定について

新2号・新3号認定となるには、保護者が保育を必要とする次の事由に該当する必要があります。

＜保育の必要性の認定基準＞

	状況	内容
1	就労	居宅外又は居宅内で児童と離れて1か月に64時間以上労働することを常態としている。
2	妊娠・出産	妊娠中である。（出産予定日から起算して6週前の日が属する月） 出産後、間がない。（出産予定日と実際の出産日のいずれか遅い方から起算して8週後の日が属する月）
3	疾病・障がい	疾病にかかり、もしくは負傷し、又は精神もしくは身体に障がいがある。
4	親族の介護・看護	同居又は長期入院している親族などの介護・看護をしている。
5	災害復旧	震災、風水害、火災、その他災害の復旧に当たっている。
6	求職活動	求職活動又は起業の準備を行っている。
7	就学	卒業後、就労を目的とした職業訓練校や大学等へ通学している。
8	虐待・DV	虐待やDVを受けている、又はその恐れがある。
9	その他	児童を養育する能力が著しく欠如している場合など、その他児童福祉の観点から保育の実施が必要であり、上記1～8に類すると、町長が認める場合。

※求職活動の場合、認定期間は3か月間となり、毎月活動報告書を提出いただくこととなります。(該当者へは別途通知します。)

3. 認定申請に必要な書類

新1号認定の必要書類は、子育てのための施設等利用給付認定申請書のみとなります。

新2号・新3号認定の場合は、申請書に加えて保育の要件を確認するため、次ページの「保育を必要とすることを証明する書類」を提出してください。保育を必要とする事由によって必要書類が異なります。下表を参考にして、必要書類を提出してください。

なお、保護者以外の65歳未満の同居者（別世帯含む）がいる場合は、原則として保護者と同様に保育を必要とする証明書類の添付が必要です。

＜保育を必要とすることを証明する書類の一覧＞

保育を必要とする事由		必要書類
就労	会社員、自営業	就労証明書 開業届など事業を証明する書類の写し（自営業の場合）
	内職	内職申出書
妊娠・出産		母子手帳（出産予定日のわかるもの）の写し
保護者の 疾病・障がい	疾病	診断書
	障がい	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の写し
親族の介護・看護		介護（看護）申立書 介護（看護）を受ける方の証明（認定通知や診断書）
災害復旧		罹災証明など
求職活動		就労誓約書
就学		在学（予定）証明書

※状況により追加書類の提出が必要な場合があります。

※在宅勤務の方、自営業で居宅内就労をされている方、内職に従事している方、介護（看護）されている方については、別途スケジュール表を作成のうえ、提出してください。

※保育を必要とすることを証明する書類の様式については、HPに掲載していますので、積極的にダウンロードして作成してください。

（「篠栗町HP」→「子育て・教育」→「幼児教育・保育施設・学校」→「保育施設等」→「保育の必要性の認定及び証明書類について」の順に検索）

4. 申請書類配布及び提出先

利用施設によって、申請書類配布及び提出先が異なります。以下を確認のうえ、認定申請を行ってください。

＜申請書類配布及び提出先＞

利用施設	申請書類配布及び提出先
町内認定こども園・幼稚園	在籍する施設
町外認定こども園・幼稚園	こども育成課 こども育成係（役場10番窓口）
認可外保育施設	学校教育課 学校教育係（役場11番窓口） TEL：092-947-1360
新制度未移行幼稚園	※申請手続き方法は学校教育課にご確認ください。

5. 提出期限

期限までの提出をお願いします！

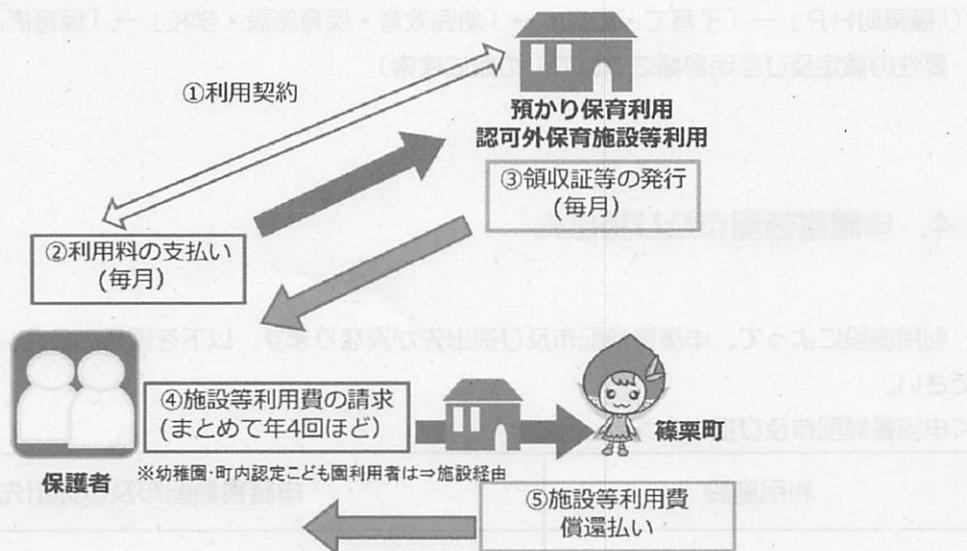
令和7年度申請書類の提出期限は以下のとおりです。



認定日	提出期限	認定日	提出期限
4月1日	3月5日（水）	10月1日	9月5日（金）
5月1日	4月7日（月）	11月1日	10月6日（月）
6月1日	5月6日（火）	12月1日	11月5日（水）
7月1日	6月5日（木）	令和8年1月1日	12月5日（金）
8月1日	7月7日（月）	〃 2月1日	令和8年1月5日（月）
9月1日	8月5日（火）	〃 3月1日	〃 2月5日（木）

6. 施設等利用費の償還払いの流れ

幼児教育・保育の無償化による認可外保育施設の利用料や幼稚園の預かり保育料については、以下のイメージ図の要領で、認定保護者へ償還払いとなります。



図①：利用契約等に基づき、施設（認可外保育施設、預かり保育、ファミリーサポート等）を利用。

図②：利用料を施設へお支払い。

図③：施設から領収証及び提供証明書の発行。

※篠栗町への請求手続に必要となりますので大切に保管してください。

図④：篠栗町の指定日までに施設等利用費請求書を作成し、③の領収証等を添付のうえ、請求手続を行います。

※詳細は本冊子「8. 請求方法について」参照。

図⑤：請求内容を審査後、指定口座（給付認定保護者名義に限る）に償還払いを行います。

7. 無償化の上限

認定区分により、月額利用料無償化の上限が異なります。また、「施設等利用給付の確認」を市町村から受けている施設・事業が無償化の対象です。

主な利用先施設	無償化上限額
篠栗町立幼稚園（新2号認定預かり保育料） 塾門幼稚園	
新制度未移行幼稚園（新1号認定保育料+新2号認定預かり保育料）	新2号認定預かり保育料上限 11,300円 (日額上限 450円×利用日数)
町内認定こども園（新2号・新3号認定預かり保育料） あすなろ保育園・キッズドリーム幼稚園・和田幼稚園・篠栗どろんこ保育園	新3号認定預かり保育料上限 16,300円 (日額上限 450円×利用日数) ※住民税非課税世帯であることが要件
町外認定こども園（新2号認定預かり保育料）	
新制度移行幼稚園（新2号認定預かり保育料）	
町内及び町外の認可外保育施設（保育料） ※利用施設が給付確認施設であること	新2号認定月額：上限 37,000円 新3号認定月額：上限 42,000円 ※住民税非課税世帯であることが要件

※幼稚園等の預かり保育は、日額換算により精算となります。

※幼稚園等の預かり保育が、基準（平日の教育時間とあわせて8時間以上／年間200日開所）に満たない場合などには、認可外保育施設等（一時預かり事業、病児保育事業及びファミリー・サポート・センター事業を対象）を利用する場合も上限の範囲内で無償化の対象となります。

※利用施設毎に設定する通園送迎費や給食費、教材費などは保護者負担のままで無償化の対象外です。

8. 請求方法について

施設等利用費請求書を作成し、利用施設が発行する領収証及び提供証明書等を添付して提出してください。

※施設等利用費請求書（償還払い用）については、こども育成課の窓口で配布、または町HPにてダウンロードが可能です。

※施設等利用費請求書の提出期限や振込予定日については、後日認定保護者に通知いたします。

※保育要件や利用施設など、認定申請の内容に変更がある場合は、変更手続が必要ですので、こども育成課にて手続をお願いします。

※要件の継続確認のため、毎年度現況確認を行います。虚偽の報告や実態の伴わない報告により、償還払いを受けた場合は認定を取消し、無償化の対象外となります。

ご不明な点は、こども育成課 こども育成係 (092-947-1372)までお問い合わせください。